

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-1 県立病院医療体制の充実について</p> <p>2 千厩病院</p> <p>(1) 泌尿器科、循環器科、整形外科、神経内科、皮膚科、小児科及び眼科への常勤医師の配置</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>については、県立病院医療体制の充実について特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>2 千厩病院</p> <p>(1) 泌尿器科、循環器科、整形外科、神経内科、皮膚科、小児科及び眼科への常勤医師の配置</p>	<p>県立千厩病院の泌尿器科、循環器科、整形外科、神経内科、皮膚科、小児科及び眼科への常勤医師の配置については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘活動に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>		<p>B</p>
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-1 県立病院医療体制の充実について</p> <p>2 千厩病院</p> <p>(2) 総合診療内科及び消化器科への常勤医師の増員</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>については、県立病院医療体制の充実について特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>2 千厩病院</p> <p>(2) 総合診療内科及び消化器科への常勤医師の増員</p>	<p>県立千厩病院の総合診療内科及び消化器科の常勤医師の増員については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘活動に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>		<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-1 県立病院医療体制の充実について</p> <p>2 千厩病院</p> <p>(3) 患者の在宅復帰のための機能及びリハビリテーション機能の充実のための専従の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び社会福祉士の増員</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>については、県立病院医療体制の充実について特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>2 千厩病院</p> <p>(3) 患者の在宅復帰のための機能及びリハビリテーション機能の充実のための専従の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び社会福祉士の増員</p>	<p>県立千厩病院のリハビリテーション機能の充実のための医師の配置については、リハビリテーション医療を専門とする医師が不足しているほか、医師の絶対数が少ないことから、専従医師として配置することは極めて困難です。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘活動に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>また、患者の在宅復帰のための支援、在宅医療への円滑な移行を推進するため、各県立病院に「地域医療福祉連携室」を設置し医師を配置（兼任）し、看護師や事務職員等と連携しながら退院調整等の業務を行っておりますが、医師の絶対数が少ないことから専従医師を配置することは極めて困難です。</p> <p>医師以外の増員については、患者数や業務量等に応じた配置を基本に、当該病院の施設基準を満たすよう、必要な体制の整備に努めることとしており、リハビリテーション等の職員については、平成28年4月に地域包括ケア病床の運用等のために理学療法士2名を増員したところですが、今後とも、入院患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担と連携の状況等を踏まえながら病院と共に検討していきます。</p> <p>なお、社会福祉士の資格保有を条件とする職員の採用は行っておりませんが、「地域医療福祉連携室」については、医療社会事業士をはじめ、看護師及び事務職員を各基幹病院に専従配置することにより、地域病院をも包括する運営体制を構築することとしています。</p>	<p>県南広域振興局</p>		<p>B</p>
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-1 県立病院医療体制の充実について</p> <p>3 大東病院</p> <p>(1) 神経内科及び整形外科への常勤医師の配置</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>については、県立病院医療体制の充実について特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>3 大東病院</p> <p>(1) 神経内科及び整形外科への常勤医師の配置</p>	<p>県立大東病院の神経内科及び整形外科への常勤医師の配置については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘活動に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>		<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-1 県立病院医療体制の充実について</p> <p>3 大東病院</p> <p>(2) 地域包括ケアの更なる強化のためのリハビリテーション等の職員の増員</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>については、県立病院医療体制の充実について特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>3 大東病院</p> <p>(2) 地域包括ケアの更なる強化のためのリハビリテーション等の職員の増員</p>	<p>大東病院は平成26年4月から入院の再開とあわせて、入院患者の対応のため理学療法士1名を配置したところですが、リハビリテーション等の職員の増員については、入院患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担と連携の状況等を踏まえながら病院と共に検討していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>		<p>B</p>
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-1 県立病院医療体制の充実について</p> <p>4 南光病院</p> <p>(1) 精神科への中堅常勤医師の増員、特に児童青年精神科への常勤医師の配置</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>については、県立病院医療体制の充実について特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>4 南光病院</p> <p>(1) 精神科への中堅常勤医師の増員、特に児童青年精神科への常勤医師の配置</p>	<p>県立南光病院の精神科常勤医師の増員については、関係大学の精神科医局を訪問し医師の派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、特に中堅医師の確保等は非常に厳しい状況です。</p> <p>また、全国的に児童青年精神医学会認定医が少ないため、児童青年精神科担当として専任の医師を配置することは困難な状況です。</p> <p>県においては、引き続き関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動等に積極的に取り組み、医師の確保に努めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>		<p>B</p>
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-2 奨学金養成医師の適正な配置について</p> <p>1 地域による医師の偏在の解消</p> <p>平成20年度(2008年度)に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が今年度から始められましたが、当圏域への配置はなかったところであり、</p> <p>今後とも本制度により、深刻な医師不足と偏在の解消を期待しているところであり、</p> <p>については、次のとおり奨学金制度による養成医師の配置について特段の措置を講じるよう要望します。</p> <p>1 地域による医師の偏在の解消</p>	<p>養成医師の配置にあたっては、県、医療局、岩手県国民健康保険団体連合会及び岩手医科大学の4者で構成する「奨学金養成医師配置調整会議」において、良医を育て、質の高い地域医療の確保に寄与することを基本理念に調整することとしており、今後、地域の中小医療機関への計画的な配置により、医師の地域偏在の解消に努めていきます。</p> <p>また、県としても、国に対し、医師偏在の全国的な解消を目指す地域医療基本法の制定を提言するとともに、都道府県・医療圏毎に必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定するよう要望しています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-2 奨学金養成医師の適正な配置について</p> <p>2 診療科による医師の偏在の解消</p> <p>平成20年度(2008年度)に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が今年度から始められましたが、当圏域への配置はなかったところであり、</p> <p>今後とも本制度により、深刻な医師不足と偏在の解消を期待しているところであり、</p> <p>ついては、次のとおり奨学金制度による養成医師の配置について特段の措置を講じるよう要望します。</p> <p>2 診療科による医師の偏在の解消</p>	<p>診療科の偏在については、勤務医の勤務環境改善を目的として産科医や新生児担当医に対する手当の支援を行っているほか、国に対して、医師偏在の全国的な解消を目指す地域医療基本法の制定を提言するとともに、都道府県・医療圏毎に必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、特に深刻な状況にある産婦人科や小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させるよう要望しています。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B
<p>5 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>5-2 奨学金養成医師の適正な配置について</p> <p>3 公的基幹病院のほか、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置</p> <p>平成20年度(2008年度)に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が今年度から始められましたが、当圏域への配置はなかったところであり、</p> <p>今後とも本制度により、深刻な医師不足と偏在の解消を期待しているところであり、</p> <p>ついては、次のとおり奨学金制度による養成医師の配置について特段の措置を講じるよう要望します。</p> <p>3 公的基幹病院のほか、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置</p>	<p>奨学金養成医師については、最初に配置される公的基幹病院において、総合診療能力の習得研修を行いながら、継続して岩手の地域医療の核となる人材として養成したうえで、平成30年度以降、順次市町村立等の中小医療機関に配置することとしています。</p> <p>養成医師については、今年度初めて県内各地の基幹病院に16名を配置したところであり、今後とも、養成医師のキャリア形成にも配慮しつつ、医師の地域偏在の解消に向けて、適切な配置を進めていきます。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(1) 生産再開の妨げとなっている原木購入価格の高騰に対する積極的な追加支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(1) 生産再開の妨げとなっている原木購入価格の高騰に対する積極的な追加支援</p>	<p>生産者の経営の安定を図るため、県では平成24年度に「原木しいたけ経営緊急支援資金」を創設し、平成26年度から、原木価格の高騰に伴う掛かり増し経費を貸付対象に追加し、掛かり増し経費に応じた金額を貸付しているところです。</p> <p>貸付限度額については、実態調査などによる原木価格の高騰を踏まえ、平成28年度に貸付限度額の引き上げの追加支援を行ったところです。今後も状況に併せ見直しを検討していきます</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B</p>
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(2) 栽培管理の方法に係る遮光材や遮水シートなどの部材の掛かりまし経費に対するつなぎ融資などの支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(2) 栽培管理の方法に係る遮光材や遮水シートなどの部材の掛かりまし経費に対するつなぎ融資などの支援</p>	<p>生産者の経営の安定を図るため、県では平成24年度に「原木しいたけ経営緊急支援資金」を創設し、平成26年度から、原木価格の高騰に伴う掛かり増し経費を貸付対象に追加し、掛かり増し経費に応じた金額を貸付しているところです。</p> <p>平成28年度には、人工ほだ場について、遮光のための資材を購入し張替措置を講じた場合、貸付対象とするとしたところです。今後も状況に併せ見直しを検討していきます</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>A</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(3) 来年の植菌作業に向けた、汚染されていない原木の確保と早期納入実現への支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(3) 来年の植菌作業に向けた、汚染されていない原木の確保と早期納入実現への支援</p>	<p>安全なしいたけ原木を確保するため、原木購入に要する経費を支援するとともに、植菌時期までに必要な原木が供給されるよう、県森連などの関係団体と連携し、原木の確保に取り組んでいきます。</p> <p>なお、県南広域振興局管内の原木林においては、地域経営推進費を活用し、地域内からの原木供給を促進するための技術の実証に取り組むとともに、平成28年度に林業技術センターに導入された原木非破壊検査機の活用により、効率的な原木の放射性物質濃度検査を進めます。また、原木林の放射性物質濃度の変化については、生産者に対する情報提供に努めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B</p>
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(4) 福島県内で既に実施されている、しいたけ原木として利用できない立木等に対する財物賠償の実現に向けた支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(4) 福島県内で既に実施されている、しいたけ原木として利用できない立木等に対する財物賠償の実現に向けた支援</p>	<p>本県のしいたけ原木として利用できない立木等に対する財物賠償の実現に向けた支援については、東京電力から、福島県以外では、しいたけ原木用の立木をパルプ材等として販売した場合、その価格差を営業損害として賠償することを基本としている旨を確認しているところです。</p> <p>被害の実態に即した十分な賠償の実現については、東京電力に対して誠実な対応を引き続き求めるとともに、国に対しても、引き続き、東京電力に対する指導を行うよう要望してまいります。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(1) 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特に原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(1) 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた全面的な支援</p>	<p>農林業系汚染廃棄物の一時保管に要する経費に対しては、「岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業」や「きのこ原木等処理事業」による補助を行っており、市と連携して定期的に保管施設の状況を把握しながら、適正な管理が継続できるよう支援していきます。</p> <p>また、農林業系汚染廃棄物のうち8,000Bq/kg以下のものについては、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要請しているところです。</p> <p>また、現在、環境省において仮設焼却炉を設置し、8,000Bq/kg超過の牧草等を一般廃棄物と混焼する予定としていますが、その処理後、一関地区広域行政組合において8,000Bq/kg以下の牧草等の焼却を引き続き行う予定としていることから、県としても環境省とともに処理終了に向けた支援を進めていきます。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部・農政部・林務部	B
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う施設の維持補修助成など全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特に原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う施設の維持補修助成など全面的な支援</p>	<p>農林業系汚染廃棄物のうち、稲わら、牧草、堆肥の一時保管について、岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業により補助しているところです。</p> <p>また、保管が長期化している中で、一時保管施設については、自然災害による屋根破損など、大規模な補修を行わなければならない事例も出てきていることから、補修経費についても賠償対象とするよう、現在、東京電力と協議しています。</p> <p>引き続き、市と連携して定期的に施設の状況を把握しながら、適切な管理が継続できるよう支援します。</p>	県南広域振興局	農政部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(3) 一時保管されているほだ木及びほだ場から除去される落葉層、事故当時に汚染され保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(3) 一時保管されているほだ木及びほだ場から除去される落葉層、事故当時に汚染され保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p>	<p>一時保管されているほだ木及び乾しいたけについては、一般廃棄物として最終処分することとされています。</p> <p>また、8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理経費については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要請しているところです。</p> <p>ほだ場から除去される落葉層については、国からの技術支援を受けながら、引き続き関係市町村と連携して、最終的な処理方法の検討・調整を続けていきます。</p>	県南広域振興局	林務部・保健福祉環境部	B
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(4) 放射性物質濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の処理がすべて終了するまでの処理加速化事業の継続</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(4) 放射性物質濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の処理がすべて終了するまでの処理加速化事業の継続</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理経費については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要請しているところです。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>3 牧草地の除染による再生促進</p> <p>(1) 耕起不能牧草地の継続検査及び牛の飼料として利用している畦畔草の利用自粛解除に向けた放射性物質検査の継続</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>3 牧草地の除染による再生促進</p> <p>(1) 耕起不能牧草地の継続検査及び牛の飼料として利用している畦畔草の利用自粛解除に向けた放射性物質検査の継続</p>	<p>耕起不能牧草地の検査と牛の飼料として利用する水田畦畔草の放射性物質の検査については、当面の間、継続することとしております。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B</p>
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>4 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援</p> <p>(1) 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>4 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援</p> <p>(1) 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援</p>	<p>県では、山菜等の発生初期及び出荷制限解除後の出荷前に検査を行っており、これらの検査結果については、関係者に対し速やかに情報提供するほか、県のホームページ等で公表するなど、引き続き適切な情報提供を行い、風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援に努めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>5 損害賠償の迅速化</p> <p>(1) 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>5 損害賠償の迅速化</p> <p>(1) 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置</p>	<p>産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要な過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p> <p>県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。</p> <p>なお、産直組織等の民間事業者も含め、被害の実態に即した十分な賠償が行われるよう、引き続き、東京電力に対し、地域の実情に応じたきめ細かな体制で対応するよう、様々な機会を通じて要望を行います。</p>	県南広域振興局	総務部	B
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>5 損害賠償の迅速化</p> <p>(2) 未払いとなっている行政請求分の早期支払い</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>5 損害賠償の迅速化</p> <p>(2) 未払いとなっている行政請求分の早期支払い</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は、一義的に東京電力が責任を負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力の姿勢が変化することは期待できないと考えられたことから、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月に続き、平成28年3月には第2回目の和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に則した速やかな賠償を求めたところです。</p> <p>なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。</p>	県南広域振興局	総務部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-1 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>5 損害賠償の迅速化</p> <p>(3) 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は当市の農林業に甚大な被害を与えており、特にも原木しいたけは、産地崩壊の危機に直面しています。</p> <p>また、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の農林業系汚染廃棄物を大量に抱えており、農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっております。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通に取り組めるよう次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望いたします。</p> <p>5 損害賠償の迅速化</p> <p>(3) 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加</p>	<p>『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。</p> <p>ただし、対象とされていなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。</p> <p>これまでも、知事自らが東京電力へ出向き、十分に確実な賠償を迅速に行うよう求めています。</p> <p>また、国に対しても『東日本大震災津波からの本格復興にあたっての提言・要望書』等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望していますが、今後も、様々な機会をとらえて要望・要請活動を行っていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B</p>
<p>6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>6-2 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設について</p> <p>当市は、国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、除染実施計画に基づき除染作業に取り組んでおりますが、道路側溝土砂については、汚染土砂に係る処理基準が未だ示されていないため、平成23年(2011年)秋の一斉清掃以降、除去できずに堆積したままとなっており、市民生活に支障をきたしております。</p> <p>また、放射性物質汚染対処特措法に該当しない毎時0.23マイクロシーベルト未満の箇所や除染実施計画区域外の汚染土砂の処理には、財政措置がなく、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>ついては、放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準を速やかに示すとともに財政支援制度の創設について国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂については、国に対し処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について財政支援を拡大するよう、引き続き要望していきます。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥については、一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援することとしています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について</p> <p>平成24年(2012年)10月に県と関係市町は、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」(拡張)の世界遺産暫定一覧表記載後の取組方針として、平泉文化及び個別資産の調査研究の集中的な実施を申し合わせしたところであります。</p> <p>当市でも、骨寺村荘園遺跡の重点的な調査研究に取り組むとともに、講座や講演会の開催により、拡張登録へ向けた気運醸成に取り組んでいるところです。</p> <p>平成28年度(2016年度)からは、これまでの調査研究成果を踏まえ、推薦書案作成業務に着手し、平成29年度(2017年度)末には文化庁へ推薦書案を提出する計画としており、今後、海外専門家の招聘、国際専門家会議の開催等、拡張登録の実現に向け、さらに取組を強化していく必要があります。</p> <p>については、骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録の着実な進展に向け、調査研究等へのより一層充実した支援を要望します。</p>	<p>県では、平成21年度から平泉文化に関する共同研究等を実施する枠組みを策定し実施していることに加え、平成25年度から関係市町と共に集中的に進めている調査研究についても、一層の内容の充実を図ることとしています。</p> <p>平成28年度は海外からの専門家を招聘して指導助言をいただくなど、推薦書案及び包括的保存管理計画書改定の着手に対する支援を行ったところであり、平成29年度についても引き続き専門家からの指導助言をいただきながら、文化庁への推薦書案等の提出に向け専門的・技術的な支援を行っていきます。</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	A
<p>8 岩手県立一関第一高等学校附属中学校の受験機会の拡大について</p> <p>岩手県立一関第一高等学校附属中学校への出願資格は、基本的に保護者とともに岩手県内に住所を有する者に限られており、県外からの出願は岩手県内に住所を有する親族等の住所地から通学する場合などに限られ、宮城県北の児童が本附属中学校へ出願ができない状況にあります。</p> <p>岩手県南と宮城県北は教育文化を含め生活圏、経済圏、医療圏などを共有している地域であり、宮城県北から多くの生徒が一関市内の高校に進学しております。</p> <p>今後、中高一貫教育の真価を高めていくとともに、岩手県、特に岩手県南地域のリーダー育成を考えたとき、県の枠組みに捉われず、宮城県からも多くの有能な人材に対して本附属中学校への門戸を広げていくことが望ましいと考えます。</p> <p>については、長期的な展望のもと県際連携を進め、宮城県からも希望する児童が入学できるよう本附属中学校の受験機会の拡大について要望します。</p>	<p>現行の出願資格は、平成19年11月「岩手県立一関第一高等学校中高一貫教育検討委員会報告書」で示された設置理念や、義務教育という発達段階等を踏まえ、高等学校の県際連携とは異なる出願資格としています。</p> <p>県立中学校が、まもなく開校10年の節目を迎えるに当たり、これまでの成果と課題等も検討しつつ、長期的な展望のもと選抜制度等について見直しを図る中で、全国の県立中学校の状況や隣県の意向等も踏まえながら、検討していきます。</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	C

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 水道事業統合後における財政支援について</p> <p>国では簡易水道施設に対する補助制度を見直し、既存の水道事業の給水区域から道路延長で10 キロメートル未満の地域にある簡易水道事業を補助対象外とするとともに、平成28年度(2016年度)末を期限とした上水道事業との統合を促進しているところ。</p> <p>上水道事業は独立採算を基本として経営しておりますが、簡易水道事業の多くは過疎地域で実施されており、また、その財政基盤は脆弱であり、国の財政支援や一般会計からの繰り入れなどを主要な財源としております。</p> <p>このため、上水道事業に簡易水道事業を統合することにより、上水道事業の経営基盤の弱体化を招くとともに、安定経営に支障を来す恐れがあります。</p> <p>については、簡易水道事業との統合後においても、山間部等の未普及地域への拡張事業及び施設等更新事業について、簡易水道事業に対する国庫補助と同様の補助を行うこと並びに過疎対策事業債及び辺地対策事業債の対象事業とすることについて国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>簡易水道事業との統合後においても、施設等更新事業については、一定の要件を満たす場合、国庫補助事業の交付対象となる場合があります。しかし、平成27年度以降、国では水道事業の広域化を進める方針を明確化しているため、山間部等の水道未普及地域への拡張事業については、国庫補助の対象とすることが困難との意向が示されています。ただし、「水道事業運営基盤強化推進事業(広域化事業)」においては国庫補助事業の対象となる場合もありますので、今後、市町村との水道広域連携の議論を踏まえて検討を行い、必要に応じて国に要望していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部・保健福祉環境部</p>	<p>B</p>
<p>10 防災情報伝達の基盤の整備について</p> <p>10-1 地デジ県内放送の受信困難世帯の解消等について</p> <p>1 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討</p> <p>当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じて参りましたが、受信困難世帯の解消には至らず、50世帯でワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされており、良好な受信環境の早期整備が望まれているところであり、</p> <p>また、市内の各テレビ共同受信組合の保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額のため、施設改修ができない状況となっております。</p> <p>については、次の事項について国に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。</p> <p>1 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討</p>	<p>地デジ移行に伴う受信困難世帯対策については、総務省において放送事業者等と連携の上で実施し、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了したものとされ、現在は国による補助制度等の支援制度は運用されていない状況です。</p> <p>なお、現在、ワンセグ波による視聴世帯については、今後、将来において技術革新によりフルセグ波の受信が可能となることも考えられることから、今後も引き続き情報収集等に努めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>C</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 防災情報伝達の基盤の整備について</p> <p>10-1 地デジ県内放送の受信困難世帯の解消等について</p> <p>2 テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設</p> <p>当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じて参りましたが、受信困難世帯の解消には至らず、50 世帯でワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされており、良好な受信環境の早期整備が望まれているところであります。</p> <p>また、市内の各テレビ共同受信組合の保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額のため、施設改修ができない状況となっております。</p> <p>については、次の事項について国に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。</p> <p>2 テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設</p>	<p>テレビ共同受信施設組合の施設更新は全国的な課題であり、県では、全国知事会や全国都道府県情報管理主管課長会を通じ、国に対し、維持管理費に対する新たな支援制度の創設や、維持管理費を地元自治体が支援する場合の地方財政措置について要望をしてきたところです。</p> <p>平成29年度予算については、県単独で要望を行ったほか、全国知事会を通じた要望を実施しています。</p> <p>今後も、市町村と連携し、県内のテレビ共同受信施設組合の実情の把握に努めるとともに、引き続き、国に対し支援制度の創設について要望していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>
<p>10 防災情報伝達の基盤の整備について</p> <p>10-2 防災行政無線屋外広報マスト増設における財政支援について</p> <p>当市では、平成24 年度(2012 年度)から平成26 年度(2014 年度)に旧市町村毎にアナログ方式で設置、運用していた防災行政無線施設をデジタル化し、市内一斉に情報を伝達できるようにしてきたところであります。</p> <p>しかし、市域が広範囲であることから、土砂災害等の発生危険地域の一部に情報伝達ができない状況にあり、今後さらに屋外広報マストの増設を図る必要があります。</p> <p>については、防災行政無線屋外広報マストの整備事業に対する国庫補助制度の創設について国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>県においても、市町村防災行政無線が災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段であることの重要性を認識しています。</p> <p>市町村防災行政無線施設の整備等に対しては、これまで北海道東北地方知事会を通じて、国に対し全面的な支援と財政措置を講じるよう要望しているところであり、今後も継続して要望していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B</p>